

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松東南部土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）未峰2号地区）を行うことについて令和4年7月27日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和4年8月12日から同年9月1日まで縦覧に供する。

令和4年8月5日

香川県知事 浜 田 恵 造